

令和7年度第1回大船渡市学校支援活動運営委員会

参 考 資 料

< 頁 >

1	令和7年度家庭教育学級開設要項	1
2	過去3年間の家庭教育学級実施内容（未就学児対象分）	3
3	令和7年度家庭教育学級開催事業（英語スクール）「英語体験教室」実施要項	4
4	令和7年度青少年体験学習事業開設要項	6
5	令和7年度青少年体験学習事業「こども科学実験教室」開催要項	8
6	大船渡市スクールガード配置事業実施要項	10
7	大船渡市学校支援事業実施要項	12
8	令和7年度スクールガード配置事業及び学校支援事業実施状況	14
9	大船渡市学校運営協議会規則	16

令和7年度家庭教育学級開設要項

1 趣旨

少子高齢化や人口減少により地域コミュニティの活力が低下し、家庭や地域の教育力の低下が懸念されている。

加えて、情報化の進展等と並行して生活環境が大きく変化している中で、子どもたちの健全な成長を支えていくためには、保護者、こども園・保育園・幼稚園、地域の連携がますます重要になっている。

こうしたことから、中央公民館、こども園・保育園・幼稚園、子育て支援団体等の関係団体が連携して、保護者及び地域住民に対し、家庭や地域の教育的役割や子育ての問題等に関する学習機会を提供するため、家庭教育学級を開設する。

2 主催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 対象

市内こども園・保育園・幼稚園の保護者、教職員、子育て支援団体等

4 令和7年度実施対象園

大船渡保育園、末崎こども園、あかさきこども園、日頃市保育園

※実施対象外のこども園等においても、希望がある場合は、予算の範囲内で実施を可能とする。

5 内容

(1) 実施期間

令和7年5月から令和8年2月上旬まで

(2) 学習テーマ及び講師の選定

- ① 学習テーマ及び講師の選定は、別紙「講座メニュー」からの選択又は任意のテーマとする。任意のテーマを選定する場合は、学習事業としての趣旨に沿うよう、実施対象園と中央公民館とで事前協議する。
- ② 講師との連絡調整は中央公民館で行うこととし、実施対象園はテーマ及び講師等を別紙希望調査票に記入し、中央公民館に提出する。

6 経費

事業に要する経費のうち、講師謝金、旅費については、予算の範囲内で中央公民館が負担する。

なお、謝金及び旅費に係る講師との調整は、中央公民館が行う。

(1) 講師謝金

講師謝金の額は、教育委員会で定める支給基準による。

(2) 旅費等

講師が市外在住である等の理由により旅費や宿泊費が発生する場合は、実施対象園と中央公民館とで別途協議する。

また、旅費支給は、盛岡市と当市の往復バス運賃を目安とする。宿泊費は、前泊または後泊の1回分とする。

7 運営

(1) 中央公民館

実施対象園に情報を提供し、円滑な運営を支援する。

- ① 講師の選定等に係る情報を提供する。
- ② 講師依頼文書や礼状を送付する。
- ③ 講演資料、アンケート用紙や演題等を印刷する。
- ④ 使用機材（音響機材、パソコン、プロジェクター、スクリーン等）を準備する。
- ⑤ 学習終了後のアンケートを実施する。
- ⑥ 講師謝金等の支払手続きをする。
- ⑦ アンケートを集計し、講座の成果や課題を整理する。

(2) 実施対象園

- ① 中央公民館と打合せの上、内容・実施方法・日程等に係る希望調査票を作成する。
- ② 参加者の募集や取りまとめ、当日の役割分担等を計画する。
- ③ 中央公民館が実施するアンケートの収集に協力する。
- ④ 実施結果について、別紙実施報告書を中央公民館に提出する。

8 予算配分について

事業全体で講師謝金等の予算が不足した場合は、先に希望調査票の提出があったところを優先とする。

過去3年間の家庭教育学級実施内容(未就学児対象分)

【令和6年度】

園名	実施日	時間	学習内容	講師
明和保育園	12/7	9:00~10:45	ストレッチでけがをしない身体づくり	大船渡バレエ教室 中村 愛 氏
いかわこども園	2/6	10:00~10:50	講話「おなかげんききょうしつ」	宮城中央ヤクルト販売株式会社 大船渡支社 課長 木下 理映 氏
越喜来こども園	11/14	15:00~15:45	講話「おなかげんききょうしつ」	宮城中央ヤクルト販売株式会社 大船渡支社 課長 木下 理映 氏

【令和5年度】

園名	実施日	時間	学習内容	講師
盛こども園	7/28	10:00~11:30	親子でダンス	STUDIO LINK 刈谷 雅 氏ほか
海の星幼稚園	1/26	10:00~11:00	3B体操	日本3B体操協会公認指導者 熊谷 きえ子 氏 小平湯 かおる 氏
蛸ノ浦保育園	6/24	10:00~10:45	食育講話 「『食べない』を『食べてみよう』へ」	大船渡市保健福祉部健康推進課 栄養士 熊谷 莉萌 氏
吉浜こども園	6/29	10:10~11:00	講話「おながげんききょうしつ」	大船渡市保健福祉部子ども課 主任栄養士 刈谷 久美子 氏 大船渡ヤクルト販売株式会社 課長 木下 理映 氏

【令和4年度】

園名	実施日	時間	学習内容	講師
大船渡保育園	1/20	9:30~11:30	防災学習「親子で非常食作り」	防災士 新沼 真弓 氏
あかさきこども園	10/5	10:00~10:50	講話「おなかげんききょうしつ」	大船渡ヤクルト販売株式会社 課長 木下 理映 氏
日頃市保育園	2/27	10:00~11:00	祖父母向け読み聞かせ教室と 移動図書館車体験	大船渡市立図書館指定管理者 株式会社図書館流通センター社員
綾里こども園	6/25	10:30~11:45	講話「おなかげんききょうしつ」	大船渡ヤクルト販売株式会社 課長 木下 理映 氏

令和7年度家庭教育学級開催事業（英語スクール）「英語体験教室」実施要項

1 趣 旨

親子が共に基礎的な英語の学習や異文化交流を体験することを通じて、自己肯定感や自立心を高め、社会を生き抜く力を育むことを目的とする。また、国際化の進展に対応し、次代を担う子どもたちの国際コミュニケーション能力の育成や、国際理解の促進に資するため、本事業を実施する。

2 主 催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 日時及び対象

令和7年6月21日（土）

(1) 第1部：午前9時30分～午前10時30分

対象：市内在住の令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた子（こども園等におけるクラスが「年中」の園児）と保護者

(2) 第2部：午前11時～正午

対象：市内在住の平成31年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた子（こども園等におけるクラスが「年長」の園児）と保護者

4 会 場

大船渡市民交流館・カメラアホール

5 定員

20組40人程度（各10組）

※保護者同伴とする。

※応募多数の場合は抽選とする。

6 カリキュラムの概要

(1) 英会話、ゲームなど英語に触れる活動を行う。

(2) 年中、年長の時間帯を分け、能力に応じた内容で活動を行う。

7 参加費

無料

8 持ち物

飲み物

9 周知

広報おおふなと、市ホームページ等に関連記事を掲載するほか、報道機関に情報提供する。併せて、市内こども園、保育園、幼稚園への案内も行う。

10 参加申込

(1) 申込方法

電話または申込フォームで中央公民館へ申し込む。

(2) 申込締切日

6月5日（木）

※電話は、平日午前9時から午後5時までとする。

11 申込先及び問い合わせ先

協働まちづくり部中央公民館

〒022-0003 大船渡市盛町字内ノ目4番地2 カメリアホール2階

電話 0192-26-3166

申込フォーム



令和7年度青少年体験学習事業開設要項

1 趣旨

少子高齢化が進行する中、地域の次代を担う青少年育成の重要度は年々増している。

本事業においては、学校や家庭等では得ることが難しい体験を通じて、青少年の自主性と未知への好奇心を育むことで、将来世代が生きる力を身につけるきっかけづくりを目的とした講座を実施する。

2 主催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 対象

市内在住の小中学生及び保護者

（ただし、高校生、地域住民等も、事業趣旨に適した範囲で参加可能とする。）

4 実施内容

(1) 実施期間 令和7年7月から令和7年12月

(2) 実施回数 2回程度

(3) 講座のテーマ設定

講座は、原則として次の各項要件を満たすテーマを実施する。ただし、必要に応じ、前年度に開催した講座も行うことができるものとする。

- ① 学校や家庭では体験することが難しい先進的な分野や、高度な文化的素養が必要な分野の体験
- ② 成就感・達成感をもたらし、自主性・向上心を育む体験
- ③ 募集範囲は、全市的であること

5 経費

(1) 講師謝金

本市で定める支給基準により支給する。

(2) 旅費等

講師が、市外在住である等の理由により旅費や宿泊費が発生する場合は、市の旅費規程によりこれを支給する。

(3) 委託料

契約の履行確認後、債権者の請求により支払う。

(4) 参加費

参加に伴い必要となる原材料費や資料代等は、参加者の自己負担（参加費）を原則とし、徴収する。

6 運営

本事業の運営は、次のとおり実施する。

(1) 中央公民館

- ① 講座の周知活動
- ② 参加者の取りまとめ
- ③ 講座資料等配布物の準備
- ④ 使用機材（音響機材、パソコン、プロジェクター、スクリーン等）の準備
- ⑤ 参加費が発生する場合の取りまとめと支払
- ⑥ 講師謝金、旅費、委託料等の支払手続
- ⑦ アンケートの集計、成果及び課題の整理

(2) 講師

講座及び配布資料等の提供

令和7年度青少年体験学習事業
「こども科学実験教室」開催要項

1 趣 旨

高等教育機関と連携した科学実験教室の実施により、科学の面白さや不思議さに触れ、科学的思考力や未知への好奇心を育むことを目的とする。

また、リサイクル実験の体験を通じて、持続可能な未来や社会の構築のために環境の保全に寄与する態度の涵養に資するため、本事業を実施する。

2 主 催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 日 時

令和7年7月13日（日）10:00～11:30

4 内 容

テーマ	内容	講師
こども科学実験教室 ～プラスチックの リサイクル実験～	かんきつ果実の精油「リモネン」を用いた発泡スチロールの溶解と再生	明治大学 理工学部 准教授 <small>ほんだ たかゆき</small> 本多 貴之 氏

5 会 場

カメラリアホール 多目的ホール

6 対 象

市内小中学生

7 定 員

20人

※小学1～4年生は保護者同伴とする。

※人数超過の場合、抽選とする。

8 参加費

無料

9 持 物

発泡スチロール（食品トレイ2～3個程度）、筆記用具、汚れてもいい服装、飲み物

10 周知方法

広報おおふなど、市ホームページ等に関連記事を掲載するほか、報道機関に情報提供する。併せて、市内小中学校への案内も行う。

11 参加申込

(1) 申込方法

電話又は申込フォームから中央公民館へ申し込む。

(2) 申込締切日

令和7年6月26日(木)

12 申込先及び問い合わせ先

協働まちづくり部中央公民館

〒022-0003 大船渡市盛町字内ノ目4番地2 カメリアホール2階

電話 0192-26-3166 (平日9:00~17:00)

申込フォーム



大船渡市スクールガード配置事業実施要項

令和4年4月5日

大船渡市協働まちづくり部長決裁

1 目的

登下校時の児童生徒の安全を確保するためのスクールガードに地域住民が参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる意識の向上を図るものである。

2 財源

岩手県事業「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」

3 任期

原則として、毎年度4月から3月までとする。

ただし、実施状況により変更する場合がある。

4 スクールガードの種類

配置するスクールガードの種類は、次のとおりとする。

- (1) スクールバス搭乗型（スクールバスに同乗し、登下校時の安全管理を行う）
- (2) 通学路巡回型（登下校時に通学路を車両で巡回し、安全を監視する）
- (3) 引率型（集団で登下校する児童・生徒に同行、または定点での安全を監視する）

5 配置の要件

配置希望人数は問わないが、予算の範囲内で調整することがある。

- (1) 活動日は、月曜日から金曜日とする。（夏期休業、冬期休業を除く）
- (2) 活動時間は、各校が指定するものとする。ただし、1人当たり1日3時間を超えないこととする。
- (3) 通学路巡回型は、原則として2人1組で乗車し、通学路を巡回するものとする。
なお、巡回に用いる車両はスクールガードが手配する。
- (4) スクールガードに活動実績に応じ、1時間当たり740円の謝金を支払うものとする。ただし、月の合計活動時間の内、1時間に満たない分は15分当たり185円とし、15分間未満は切捨てとする。

なお、謝金には次の経費を含むものとする。

- ① スクールバス搭乗型の市内旅費
- ② 通学路巡回型の車両経費

6 配置校の役割

スクールガードの配置校は、次の役割を担うものとする。

- (1) 地域住民からスクールガードの候補者を選定し、協働まちづくり部生涯学習課に報告する。
- (2) スクールガードの活動実績を確認し押印、コピーを学校で保存し、原本を生涯学習課に提出する。
- (3) スクールガード、教職員及び生涯学習課との連絡調整を行う。

7 その他

配置するスクールガードは、損害保険に加入することとする。

なお、保険の手続き事務については、協働まちづくり部生涯学習課で行う。

大船渡市学校支援事業実施要項

令和4年4月5日

大船渡市協働まちづくり部長決裁

1 目的

学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、地域コーディネーター等を配置し、学校支援活動の推進を図る。

(1) 学校教育の向上

- ① 地域の大人が学校の教育活動に関わり、多様な体験、経験の機会が増えることで、子どもたちの規範意識やふるさとへの帰属意識、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ② 多くの大人が学校教育活動に関わることで、より幅広い教育機会の提供を図る。
- ③ 地域住民の協力を得ることで、学校教育活動のさらなる充実を図る。

(2) 読書活動の推進

地域住民の支援により、児童生徒の読書活動の推進を図る。

2 財源

岩手県事業「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」

3 事業の内容

地域コーディネーターを配置し、地域ボランティアによる学校支援を実施する。

4 実施期間

原則として、毎年度4月から3月までとする。

ただし、実施状況により変更する場合がある。

5 地域コーディネーターの役割

(1) 業務

- ① 学校と地域の連絡調整
 - ・学校のニーズにより、地域ボランティアの調整を行う。
- ② 活動の企画・調整・周知
 - ・地域ボランティアの情報収集、活動内容の調整、活動の様子を広く地域に周知する。
 - ・地域ボランティアの関連情報や研修会等の学ぶ機会の情報を提供する。
- ③ 活動日報を作成し、担当校に提出する。

(2) 地域ボランティアの具体的な活動事例

- ① 授業補助（調理実習、ミシン等家庭科、技術工作等）
- ② 部活動の支援（部活動の指導補助等）
- ③ 環境整備（図書室、校庭など校内環境整備）
- ④ 学校行事支援（会場設営、運営の補助等）

※ ただし、学校により必要とされる活動が異なるため、この活動に限定されるものではない。

6 学校の役割

(1) 出勤簿、活動日報の管理

活動内容を確認し押印、コピーを学校で保存し、原本を生涯学習課に提出する。

(2) 地域コーディネーター、教職員及び協働まちづくり部生涯学習課との連絡調整を行う。

7 経費

(1) 謝金

地域コーディネーターの活動に対し、1時間当たり900円を支給する。ただし、月の合計活動時間の内、1時間に満たない分は15分当たり225円とし、15分間未満は切捨てとする。

地域ボランティアの活動に対し、1時間あたり740円を支給する。ただし、月の合計活動時間の内、1時間に満たない分は15分当たり185円とし、15分間未満は切捨てとする。

(2) 旅費

通常の活動における旅費は、支給しない。

8 その他

配置する地域コーディネーター及び地域ボランティアは、損害保険に加入することとする。

なお、保険の手続き事務については、協働まちづくり部生涯学習課で行う。

令和7年度スクールガード配置事業及び学校支援事業実施状況

【令和7年6月30日現在】

1 令和7年度スクールガード配置事業実施状況

(1) スクールガード：10校に35人配置

- ① 引率型：盛小、大船渡小、末崎小、日頃市小、大船渡北小、綾里小、吉浜小
- ② 通学路巡回型：赤崎小、猪川小、立根小、日頃市小
- ③ スクールバス添乗型：赤崎小

	配置校数	活動人数	活動日数	R7 合計活動時間	R6 合計活動時間
4月	10校	33人	2～18日	485時間30分	516時間00分
5月	10校	30人	1～20日	591時間30分	648時間15分
計				1,077時間00分	1,164時間15分

2 令和7年度学校支援事業実施状況

(1) 地域コーディネーター：12校と生涯学習課に11人配置

配置校：次項のとおり

【配置校】

	配置校数	活動人数	活動日数	R7 合計活動時間	R6 合計活動時間
4月	12校	0人	0日	0時間00分	2時間45分
5月	12校	3人	1～3日	4時間00分	13時間45分
計				4時間00分	16時間30分

【生涯学習課】

	配置人数	活動人数	活動日数	R7 合計活動時間	R6 合計活動時間
4月	1人	0人	0日	0時間00分	0時間00分
5月	1人	0人	0日	0時間00分	2時間00分
計				0時間00分	2時間00分

(2) 地域ボランティア：21人

配置校：次項のとおり

① 図書支援活動地域ボランティア：14校に19名配置

	配置校数	活動人数	活動日数	R7 合計活動時間	R6 合計活動時間
4月	14校	19人	1～17日	403時間00分	292時間00分
5月	14校	17人	1～13日	389時間45分	353時間00分
計				792時間45分	645時間00分

② 金管指導地域ボランティア：盛小に2人配置

	配置校数	活動人数	活動日数	R7 合計活動時間	R6 合計活動時間
4月	1校	2人	3日	4時間30分	0時間45分
5月	1校	2人	7日	10時間30分	7時間30分
計				15時間00分	8時間15分

3 令和7年度スクールガード配置事業及び学校支援事業に係るスクールガード等配置状況一覧

(単位：人)

学校名	スクールガード		地域コーディネーター		地域ボランティア				備考
					図書支援活動		金管指導		
	R7	前年度比	R7	前年度比	R7	前年度比	R7	前年度比	
盛小学校	2	△2	1	-	2	-	2	-	SG1人謝金辞退 金管B2人謝金辞退
大船渡小学校	4	-	1	-	3	1	0	-	
末崎小学校	2	1	1	-	4	4	0	-	
赤崎小学校	2	-	1	-	2	-	0	-	
猪川小学校	1	-	1	-	4	-	0	-	
立根小学校	2	-	1	-	2	-	0	-	
日頃市小学校	3	-	1	-	2	-	0	-	
大船渡北小学校	4	-	1	-	4	-	0	-	
綾里小学校	3	-	1	-	4	1	0	-	
越喜来小学校	0	-	1	-	2	-	0	-	
吉浜小学校	12	-	1	-	1	-	0	-	SG7人謝金辞退
第一中学校	0	-	0	-	4	1	0	-	
大船渡中学校	0	△3	0	△1	4	-	0	-	
末崎中学校	0	0	0	△1	0	△3	0	-	R6閉校
東朋中学校	0	-	1	-	2	-	0	-	
生涯学習課			1	-					
合計	35	△4	13	△2	40	4	2	-	

※ 地域コーディネーター及び図書支援活動地域ボランティアは、複数校掛け持ちの方もいるため、延べ人数となります。

※ 地域コーディネーター登録人数：11人

※ 図書支援活動ボランティア登録人数：19人

大船渡市学校運営協議会規則

大船渡市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、大船渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の住民、児童生徒の保護者等（以下「地域住民等」という。）と学校との信頼関係を深め、連携を強化することにより学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(協議会の設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置く。

(基本的な方針の承認)

第4条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校運営方針に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他校長が必要と認める事項に関すること。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項に関して、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の教職員の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、岩手県教育委員会に対して意見を述べるができる。ただし、個人を特定した意見でないものであって、学校運営の基本方針の実現に資するもの又は学校の教育上の課題を踏まえた建設的なものに限るものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は岩手県教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(情報発信)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果についての情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の委嘱等)

第8条 協議会の委員は一つの対象学校につき15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の通学区域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長その他の教職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、速やかに新たな委員を委嘱又は任命することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第8条第3項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬の額及び支給方法については、予算の範囲内で別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。ただし、対象学校の校長その他の教職員は、会長となることはできない。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。ただし、会長が指名される前に招集する会議は、対象学校の校長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 会議を傍聴しようとする者(次項において「傍聴人」という。)は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、委員に対して必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合は、当該協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
 - (2) 第9条の規定に反した場合
 - (3) その他解任に相当する事由が認められる場合
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。